上尾市告示第３４１号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないので、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２第１項の規定により、公示送達をする。

令和８年１１月１９日

上尾市長　　畠山　稔

書類を送達する根拠法令：地方税法　第３２９条第１項

| 送達を受けるべき者の氏名又は名称 | 課税台帳に記載されている住所 | 通知書番号 | 期別 |
|---|---|---|---|
| 飯野税務会計事務所　飯野　邦彦 | 埼玉県さいたま市中央区上落合 | 85716620 | ５月 |

当該書類は、市長が行政経営部納税課において保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する。なお、本日から起算して７日を経過したときは、当該書類の送達があったものとみなす。